



少年の非行・犯罪被害防止

▼非行防止は家庭から
家庭は最も身近な社会です。社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。
インターネットを利用して犯罪被害に遭わないために、家庭でのルール作りや情報モラルについて家族で話し合しましょう。

▼こんな兆候は要注意
行き先を言わずに外出したり、帰宅時間が不規則になり、夜遊びや外泊が多くなった。
親に隠れて長時間携帯電話を利用したり、知らない人からメールが届くようになった。



▼子どもの携帯電話にフィルタリングサービス

子どもを犯罪被害から守るために、子どもの使用する携帯電話に有害サイトへのアクセスを制限できるフィルタリングサービスを利用することが法律で定められています。

▼関興部警察署
☎0158・82・2110

その他

公的個人認証サービス停止

公的個人認証サービスのシステム更改作業実施のため、次の期間は電子証明書の発行・失効業務を行うことができません。
ご迷惑をおかけいたしますが、ご了承ください。

▼停止期間
7月29日(月)～30日(火)

▼関住民生活課戸籍住民係

サイクリストに応援

第32回インターナショナルオホーツクサイクリング2013が雄武町をスタート地点として開催されます。
7月13日(土)7時30分に雄武



↑昨年度の様子

町民センター前からスタートし、町内外から集結したサイクリストたちが、2日間かけて最終ゴールの斜里町まで完走を目指します。町民の皆さまの温かいご声援をよろしくお願いたします。

関産業振興課商工観光係

苦情審査委員制度

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が「北海道苦情審査委員制度」です。皆さんに代わって、苦情審査委員が中立的な立場で道の機関に対し、必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。審査結果までは、およそ2か月です。皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委

員」に申立てができます。

もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

▼苦情申立窓口

・道庁「道政相談センター」
・各総合振興局(振興局)「道政相談室」

※苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

※ホームページから申立書をダウンロードすることができます。

北海道トップページ

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kuyou.htm>) の「道民便利サイト・相談窓口」

↓「道政相談センター」

▼申立方法

苦情申立書に苦情等を記載の上、郵送、ファクシミリ、メールで申し立てしてください。

関北海道総合政策部知事室

道政相談センター

札幌市中央区北3条西6丁目
☎011・204・5523

fax 011・241・8181

mail kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

関オホーツク総合振興局

地域政策部道政相談室

網走市北7条西3丁目
☎0152・41・0602

fax 0152・45・0336

雄武町職員人事異動

▼議会事務局次長 藤川 勝利
(保健福祉課長補佐兼地域包括支援センター副所長)

雄武町新規採用職員

▼大高 元 (地域包括支援センター在宅支援係)



→雄武町民として、介護支援専門員として一日でも早く信頼していただけるよう、日々精進して参りますので、よろしくお願いたします。

▼井上 愛梨 (保育所保育士)



→子どもたちが毎日楽しく過ごせるような保育が出来るよう頑張りますので、よろしくお願いたします。

後期高齢者医療保険制度からのお知らせ

保険証 (被保険者証) を更新します

◆保険証 (被保険者証)

有効期限が1年間になり、毎年更新となります。
現在使用している保険証の有効期限が平成25年7月31日のため、8月以降は使用できなくな

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成25年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

保険証 (ピンク色)

後期高齢者医療被保険者証	
交付年月日 平成25年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成25年 8月 1日
有効期限	平成26年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成25年 8月 1日 保険者印 印
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱)
北海道後期高齢者医療広域連合	

減額認定証 (水色)

再交付しますので、保健福祉課保険給付係までお問い合わせください。

◆減額認定証

現在使用している減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の有効期限が平成25年7月31日のため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。引き続き交付の対象となる人には、7月中に保険証と一緒に減額認定証を交付します。8月1日からは、オレンジ色の減額認定証を破棄し、水色の減額認定証を使用してください。
新たに必要となる人は、次の交付要件に該当することを、確認の上、保健福祉課保険給付係で申請してください。

▼交付要件(いずれかに該当)
○区分Ⅱ
世帯全員が住民税非課税の人

○区分Ⅰ
世帯全員が住民税非課税の人のうち、次のいずれかに該当する人

①世帯全員の所得が0円の人(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の人)
②高齢福祉年金の受給者

◆医療費通知の発行

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めてもらうため、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を希望者へ送付しています。

今回の発行は、9月に行います。(平成25年1月～6月の医療費を対象)

新たに発行を希望する人は、北海道後期高齢者医療広域連合または保健福祉課保険給付係へ問い合わせください。(電話のみの連絡だけで手続きすることができます)

すでに発行希望の連絡をしている人には継続して発行しますので、再度連絡する必要はありません。この通知を受けたことで、申請等の手続きをする必要はあ

りません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりにすることはできません

関北海道後期高齢者医療広域連合

☎011・290・5601

関保健福祉課保険給付係

☎84・2023

